

令和5年度「さいわい縁むす日」企画運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

幸区では、地域への関心や関わりが薄い地域住民に対し、「人と人とのつながり」をつくり、地域活動に参加しやすいきっかけを創出することを目的に令和3年度から「さいわい縁むす日」事業を実施しています。

本事業は、受託者から事業手法の提案を受けながら、幸区の地域活動の中心を担う町内会・自治会に対して積極的に参加を促すとともに、本事業を通して町内会・自治会の活動を可視化し、情報発信することで、町内会・自治会と地域に眠っている新たな人材との交流が生まれることを目指し実施します。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和5年度「さいわい縁むす日」企画運営等業務委託

(2) 業務の内容

別紙「令和5年度「さいわい縁むす日」企画運営等業務委託 仕様書」のとおり

なお、別紙仕様書は、この業務の事業者選定を行うための資料であり、実際の仕様書の作成に当たっては、選定された事業者から提出された企画提案をもとに本市と調整を行い、事業を実施します。その他詳細については、本市と事業者で協議の上決定します。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

幸区内

(5) 契約上限額（参考価格）

1, 815, 000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とします。

- (1) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」、種目「99 その他」に登録されている者。なお、登録申請中である場合には、本件プロポーザル評価委員会の開催日までに登録されることを条件に、当該条項を満たしているものとします。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者

4 担当部署

書類の配布場所、提出先及び本件プロポーザルの問い合わせ先は次のとおりです。

部署名	幸区役所まちづくり推進部地域振興課
所在地	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1
電話番号	044-556-6609
FAX番号	044-555-3130
電子メール	63tisin@city.kawasaki.jp
受付時間	午前9時から午後5時 (土曜日・日曜日・祝日及び正午～午後1時を除く)

5 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件プロポーザルの実施内容について質問がある場合は、質問書（様式任意）に記入の上、電子メールにより「4 担当部署」あて提出してください。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問の受付期間

令和5年4月13日（木）午後5時必着

(3) 回答方法

受付期間内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、一覧表に取りまとめ、令和5年4月19日（水）までに幸区役所のホームページにおいて公表します。

※類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

6 必要書類

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	(1)参加意向申出書（様式1・区ホームページ及び担当部署窓口で配布） (2)企画提案書（様式任意） <ul style="list-style-type: none">・当該業務の企画提案内容、業務実績等を記載・A4版（縦横どちらでも可、必要に応じてA3折込も可）・表紙を除き10ページ以内 (3)見積書（様式任意） <ul style="list-style-type: none">・積算根拠が分かるよう内訳を記載・消費税及び地方消費税を除いた金額を記載 (4)会社概要資料（様式任意） <ul style="list-style-type: none">・事業者の理念、業務内容等が分かる資料とする。・既存の会社パンフレット等に替えることも可 (5)業務実績表（様式2） (6)配置予定人員（様式3）
提出部数	(1)は1部、(2)～(6)は、各10部

提出期限	令和5年4月26日（水）午後5時
提出場所	4 担当部署
提出方法	持参
注意事項	申請書類の受領後、本市が必要と判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

7 提案資格確認結果通知書

期限内に必要な書類を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、令和5年5月8日（月）までに電子メールで通知します。提案資格が認められなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日等を除く）以内に書面により、説明を求めることができます。電話又は口頭による質問はできません。

8 企画提案会（プレゼンテーション）及び評価委員会

提案資格確認結果通知書により「提案資格あり」と通知された事業者は、次の期日で開催する企画提案会にてプレゼンテーションをしていただきます。

日程	令和5年5月15日（月） 14時00分～15時30分で1社あたり35分程度
参集場所	幸区役所4階地域振興課窓口②（会場は職員が御案内します。）
内容	提案内容の説明（20分） 質疑応答（15分） ※当日の出席は1事業者につき3名までとします。 ※事業者数が多い場合は、時間の短縮や日時の追加等を行う場合があります。

9 評価基準等

(1) 評価者

幸区が設置する「さいわい縁むす日」企画運営等業務委託プロポーザル評価委員会」における評価委員が評価者となります。

(2) 企画提案の評価

企画提案の評価は、提案書及びプレゼンテーションの内容について行います。

(3) 評価方法

別紙「さいわい縁むす日事業評価基準及び提案書記載項目」により、評価項目ごとに5段階で評価をします。

(4) 最低基準

最低基準として、「E）劣っている」が付いた事業者は選定しません。また、合計点が満点の6割に満たない事業者は選定しません。

(5) 評価が同点になった場合の措置

最高得点者が複数となった場合は、評価項目1から5の順に、項目ごとの総合得点を比較していき、得点に差がついた段階で得点の高い事業者を契約予定者とします。これによりがたい場合は、委

員の協議により最終順位を決定します。

10 審査結果通知

審査結果については、審査終了後7日（休日等を除く）以内に書面（電子メール）により全提案者に通知します。非選定の通知を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日等を除く）以内に書面により、説明を求めることができます。電話又は口頭による質問はできません。

11 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提案資格確認結果通知書を受理した後に辞退する場合には、企画提案会の前日17時までに辞退届（様式4）を提出してください。
- (3) 提出された資料は、理由の如何を問わず、返却しません。
- (4) 提出された企画提案書等の資料は、企画提案の審査・選定以外に無断で使用しません。
- (5) 本件プロポーザル評価委員会により選定された事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (6) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行い、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (7) 関連情報を入手するための窓口は「4 担当部署」と同じです。
- (8) 参加申込書や企画提案書の受理後の差替え及び削除は、原則として認めません。
- (9) その他、この要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）施行令及びその関係法令、並びに川崎市が制定する関係条例・規則等に準じるものとします。
- (10) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)